

2017年11月29日

大阪市長 吉村 洋文 様

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 山崎 弦 一
連合大阪大阪市地域協議会
議長 杉本 伸 二

2018(平成30)年度政策・制度予算に対する要請について

貴職の日頃よりの大阪市民生活の向上にむけた行政運営・諸施策の推進に敬意を表します。

私たちを取り巻く経済環境は、海外情勢の不安定化による先行きの不透明感はあるものの、緩やかに回復し、企業収益も世界経済の回復と円安から景況感が広がり改善傾向にあります。ところが人手不足感がより一層強まり、完全失業率は約23年ぶりに2.8%まで低下するなど、労働需給は一段と逼迫しています。

大阪の経済は、インバウンド消費等に支えられ、雇用情勢(2017年1-3月)も完全失業率3.4%(前年同期:3.9%)、有効求人倍率1.57倍、新規求人倍率2.66倍(2017年5月)と労働市場は着実に改善しています。しかしながら、非正規労働者比率は39.2%と全国平均よりも高く、女性の就業者数は減少するなど、良質な雇用対策と定着支援が急務であります。

また、連合大阪「政策・制度セミナー」で学んだ「全47都道府県幸福度ランキング2016年版」では、大阪府は44位と低位にあります。「幸福度」は、主観的なものであることは認識しつつも、様々な指標に基づき、客観的に捉えてみると、特に、教育分野と雇用分野の評価が低調で厳しいものとなっています。このままでは府民生活や地域づくりなど様々な影響を及ぼすことが懸念されます。これらの課題を一足飛びには克服できませんが、関西・大阪経済が持続的な成長を遂げていくために、働き方改革で若者・女性など多様な人材のキャリア形成をサポートし、官民連携のイノベーションで次世代産業の育成と既存事業の付加価値生産性を高めていくことが重要だと考えます。

私たち連合・連合大阪は、暮らしの底割れや格差拡大を是正するために、「クラシノソコアゲ応援団!RENGOキャンペーン」を展開し、働く者が報われる社会政策の実現に取り組んでいます。連合大阪も大阪府域で働く者を代表する組織として、「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて、生活者・勤労者の視点で議論を重ね、「2018(平成30)年度政策・制度予算に対する要請」をまとめました。

要請の基本は「産業政策と一体となった雇用・労働政策の充実」、「セーフティネットが構築された社会保障の強化」、そして、「安心・安全な街づくりと災害対策の強化」を大きな柱として、以下57項目となっています。今後の大阪市政の諸施策にぜひとも反映して頂きたいと要請いたします。

以上

1. 雇用・労働・WLB施策

(1) 雇用・就労対策の充実・強化について (★)

<継続>

①大阪雇用対策会議の定例開催について

大阪版地域雇用戦略会議に位置づけた「大阪雇用対策会議」は、大阪府のイニシアチブで進められるが、関係団体が有機的連携をはかり、働き方改革や雇用形態の多様化に伴う処遇格差の改善など、幅広く実効性ある雇用対策に取り組むこと。

<継続>

(2) 地方創生交付金事業を活用した就労支援について

大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略では「魅力と活力ある大阪」、「若者・女性の活躍推進」、「健康で安心して暮らせる社会」などを推進されるが、事業の効果と検証をおこない、特に成長分野の産業振興やイノベーション生み出す取り組みを進め、若者・女性の活躍できる就労支援施策の充実をはかること。また、就業ニーズの高い介護・福祉分野の定着支援施策として、独自の処遇改善助成金等を検討すること。

<継続>

(3) 産業政策と一体となった基幹人材の育成について

大阪市の「ものづくり」は、東部地域を中心に高密度な工業集積を形成している。成長戦略として見込まれる IoT・ロボットテクノロジーはじめとする産業は、情報の収集や人材育成は不可欠である。そのため、中小企業や教育訓練機関に対して、若年技能者への実技指導や講師派遣を幅広く行い、効果的な技能の継承と後継者育成を行うこと。加えて、大学をはじめとする研究機関や支援機関を誘致するように施策すること。

<継続>

(4) 地域就労支援事業について

未就職の若者、障がい者、ひとり親家庭の保護者、中高年齢者への就労支援は、市町村によって取り組みの温度差が生じている。相談から職業訓練までの効果的な支援体制を強化するため、好事例等を共有し、市町村地域就労支援センターの充実をはかること。

①特に障がい者雇用については、2018年4月から法定雇用率が引き上がることや精神障がい者の雇用が義務付けとなることから、雇用促進と能力開発にむけた環境整備をはかること。

②「地域労働ネットワーク」の社会資源を積極的に活用できるよう、多様な構成団体が中小・地場産業との社会対話を増やし、有機的な連携で就労支援やネットワーク事業を強化すること。

<新規>

(5) ホームレス就業支援事業について

ホームレス自立支援特別措置法が 2027 年までの延長が成立した。地方自治体としても支援の在り方自体が求められている中、ホームレスに陥らないためのワン・ストップ事業が重要である。とりわけ、非高齢 55 歳未満稼働層のホームレス生活者およびホームレス生活に至る恐れのある者は、軽々に生活保護制度に移行することのない就労支援が求められている。その就労支援として成果を発揮していた「地域密着型就労自立支援事業」を復活実施すること。

< 継続 >

(6) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の充実について

各種労働法制については、特に働き方改革実行計画に関する労働法制の改正が想定されることから、労使紛争の未然防止の観点から行政、企業、経営者団体等に周知・徹底をはかること。また、近年増加する個別労使紛争の相談内容である「いじめ・嫌がらせ」に関連するハラスメントやそれらによるメンタルヘルス対策を強化するとともに労働相談体制の充実をはかること。

< 継続 >

(7) 長時間労働の是正、ブラック企業対策に向けた監督体制の強化

長時間労働の強要や残業代カットなど、いわゆる「ブラック企業」や「ブラックバイト」が社会問題化している。労働基準監督行政である大阪労働局で連携をはかり、過労死等ゼロ対策を含め、労務管理の指導やワークルールの遵守について、周知・徹底をはかること。また、長時間労働が指摘されている教員については、勤務実態調査などを行い、実効性のある対策を行うこと。

< 継続 >

(8) 仕事と生活の調和推進と女性の就業支援について (★)

女性活躍推進法に基づく、女性の積極的な登用・評価を実施するために、各市における推進計画の実施状況を点検すること。さらに努力義務となっている中小企業への女性活躍支援施策の充実を国へ求め、就業率の改善に努めること。また、若年女性に対するセミナーやカウンセリングで就業意欲の向上をはかり、定着支援をはかること。

< 新規 >

(9) ワーク・ライフ・バランス社会の早期実現

妊娠・出産・育児・介護期に離職することなく、安心して働き続けられる環境整備にむけて、改正育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の周知徹底をはかること。また、仕事と生活の調和推進の取り組みは、固定的な男女の役割分担意識が影響することから男性の働き方や意識改革と併せて両立支援の拡充をはかること。

< 新規 >

(10) 治療と職業生活の両立支援について

病気を抱える労働者が活躍できる環境整備にむけて、会社・主治医・産業医が患者に寄り添うトライアングル型のサポート体制の構築が求められている。働き方改革実行計画に基づく支援の強化と関係者のネットワーク構築で両立支援の充実をはかること。

2. 経済・産業・中小企業施策

< 継続 >

(1) 観光産業の強化と外国人観光客へのマナー周知について

大阪観光局の機能強化で大阪版DMOを構築されているが、大阪市においてもマーケティングを高め、大阪経済の活性化につなげる。訪日外国人観光客を受け入れ体制整備に向けて、観光案内所の充実や24時間多言語コールセンターなどの案内機能を強化し、観光客の利便性向上をはかること。また、問題となっている外国人観光客用の宿泊施設不足や大型観光バス駐車場の整備などは、「国際都市大阪」に向けた施策を拡充すること。一方で外国人観光客に日本の習慣などを広く周知し、マナー向上のための啓発活動を一層強化すること。

< 新規 >

(2) 新たな産業育成に向けた医療・介護ロボット事業の強化 (★)

政府で「ロボット技術の介護利用における重点分野」では、開発支援や実証が計画されている。これらの事業に府域の企業等との連携で新たな産業育成による市場拡大が見込まれるロボット関連産業に重点投資を行い、活性化につなげること。

(3) 中小企業・地場産業の支援について

< 継続 >

① 付加価値の高いものづくり事業の強化について

庁小企業における技術開発支援、販路開拓、産学官連携、知的財産の活用、人材育成などの取り組みは、MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）との連携し、支援の充実をはかること。また、地元・地場で世界最先端の研究開発企業や独自の固有技術を有する企業、社会福祉事業に貢献する企業など、「地元で大切にしたい会社」として、PR活動等を積極的に展開し、魅力ある企業を支援すること。

< 継続 >

② TPPにおける完全累積制度の活用支援について

TPPについては、米国の離脱があるものの、早期発効にむけた協議が進められている。地方経済産業局と連携し、ものづくり生産拠点で中小企業がTPPの原産地規則の「完全累積制度」を活用できるよう推進すること。また日本にいながらにして海外展開ができたようなメリット等を最大限引き出せるよう周知するとともに、きめの細かな支援体制を構築すること。

< 継続 >

③ 中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小・地場企業の経営基盤の強化や開業支援に向けて、為替やエネルギー問題などの社会経済情勢、さらに中小企業等の資金需要を鑑み、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度

融資を実施すること。

<継続>

④最低賃金の引上げに向けた中小企業支援施策の充実について

雇用戦略対話で合意された「早期全国 800 円の確保と全国平均 1,000 円の実現」をめざし、Aランクの大阪がけん引役を果たせるよう大阪労働局や大阪府と連携し、効果的な中小企業への支援施策の充実をはかること。また、最低賃金改定時には、業務改善助成金等の支援制度を周知するとともに発注済の金額の改正を行うこと。

<継続>

(4) 総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について (★)

総合評価入札制度の導入が府域 18 市にとどまっていることから、未導入の自治体は積極的に取り組むこと。また、公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制定にむけ、関係事業団体との研究会等の設置について検討すること。

<継続>

(5) 下請取引適正化の推進について

中小企業の拠り所となる下請けかけこみ寺の相談件数が依然高い状況にある。中小企業労働者の労働条件改善は、公正な取引関係の実現が不可欠であり、下請二法や下請ガイドライン等を周知・徹底し、下請取引適正化推進の啓発等、監督行政と連携を図り、適切に指導すること。

<新規>

(6) まち・ひと・しごと創生総合戦略のさらなる推進

大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中でも、とりわけ、大阪市における出生率の低迷である。人口減少に歯止めがかかればその効果は大きく、産業のみならず地域の活力へと繋がる。そのためには、就労・子育てをはじめケアシステム含めた総合的な施策が求められている今、具体的な施策を講じることが喫緊の課題である。大阪市として、適切な対策を速やかに講じること。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

<継続>

(1) 地域包括ケアシステムの実現に向けて (★)

地域医療構想の実現に向けて、地域医療構想調整会議に被保険者や住民などを加え、広範囲な意見を反映させること。加えて、医療や介護を受ける立場にある大阪市民に対し、地域包括ケアシステムの構築に向けた計画や進捗状況をわかりやすく明示、周知すること。

<継続>

(2) 予防医療の促進について

府民の健康寿命の延伸をめざした「健康づくり関連 4 計画」が今年度大阪府において策

定される。取り組み内容を住民に周知するとともに、保険者や企業と連携し、市民の健康に対する意識向上に向けた取り組みを強化すること。

《新規》

(3) がん対策基本法の改正について

昨年12月にがん対策基本法が改正され、企業ががん患者の雇用継続への配慮に努めることなどが明記された。事業主に対し、がん患者の就労に関する啓発・知識の普及へ必要な施策を講じること。併せて、がん患者に関する教育を推進すること。

<継続>

(4) 介護労働者の処遇改善と人材確保について

本年度の介護報酬改定において、介護職員処遇改善加算が拡充された。介護サービス事業所等が加算の取得要件を満たすことを確認し、適切に運用すること。加えて、介護サービス事業者等へ加算の周知徹底をはかること。また、介護に関わる多くの機関と連携し、介護業界全体の人材確保、職場への定着をはかること。

(5) インクルーシブ（包摂的）な社会の実現に向けて

<継続>

① 障がい者への虐待防止

障害者虐待防止法が施行されて以降、大阪府の相談・通報・届け出件数が年々増加している。障がい者の緊急避難の場所の確保や虐待を行った家族等への心のケアを行う体制を整備するとともに、虐待の根絶にむけた取り組みを強化すること。また、障がい者福祉施設におけるすべての役職員に対し、虐待防止にむけた研修を徹底するよう指導を強化すること。

<継続>

② 障害者差別解消法の体制整備

障害者差別解消法の確実な定着に向け、住民への周知を徹底するとともに、障害者差別解消地域協議会が未設置な市町村は早期設置に向けて取り組みこと。

(6) 子ども・子育て支援新制度の着実な実施にむけて（★）

<継続>

① 待機児童の解消

大阪市が公表している待機児童数に加えて、潜在的な待機児童数についても丁寧に調査すること。その上で、すべての子どもが希望する保育所へ入所できるよう、計画を見直すとともに、各区の連携により他の保育所への入所が可能となるような措置を検討すること。

<継続>

② 病児・病後児保育の充実

小児医療や病児・病後児保育の充実、併せて、保育所などにおける施設整備助成の拡充や保育体制が整備できるよう大阪府に働きかけ、地域子ども・子育て支援事業の充実にむ

けた取組みを強化すること。

<継続>

(7) 子どもの貧困対策について

昨年実施した子どもの生活に関する実態調査の結果を受け、複合的に絡む生活問題・社会的格差問題、親の就労支援施策、所得保障制度などの社会的な問題について、国に強く働きかけること。併せて、大阪市民の自主的な活動として「子ども食堂」や「学習支援」などをはじめとする子どもの居場所づくり活動が市内全域で実施されるよう、安全衛生面などの適切な設備・運営など予算を確保すること。

4. 教育・人権・行財政改革施策

<継続>

(1) 指導体制を強化した教育の質的向上にむけて

将来を担う子どもたちの教育環境を充実させるためにも、現行2年生までの少人数学級編制を中学校3年生まで拡大すること。また、国からの加配定数については、実態に見合う人数を獲得し、必要な教職員数を確保すること。

<継続>

(2) 奨学金制度の改善について (★)

2017年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないことなど、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、大阪市における奨学金返済支援制度を創設すること。併せて、地元企業に就職した場合、奨学金の返済支援制度導入等も検討すること。

<継続>

(3) 労働教育のカリキュラム化について

ワークルールや労働安全衛生など、働くことに関する知識を深め活用できるよう、高等学校における労働教育のカリキュラム化を推進すること。また、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことにより、これまで以上に社会人として必要な知識を身に付け、社会を構成する一員としての意識を醸成するための主権者教育を充実させること。

(4) 人権侵害等に関する取組み強化について

<継続>

① 女性に対する暴力の根絶

配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者等からの暴力が関係する相談件数等が昨年よりも多い状況にある。「女性に対する暴力をなくす運動」を中心に、大阪市民への社会認識の徹底、意識啓発や情報周知などの充実をはかること。併せて、被害者への支援体制を強化すること。

《新規》

② 部落差別の解消

昨年6月に実施された連合の「採用選考に関する実態把握のためのアンケート」調査では、就職差別につながる採用選考の問題が明らかになった。企業への指導を強化するとともに、同年12月に施行された部落差別解消法について住民に広く周知徹底し、あらゆる差別撤廃にむけた施策を講じること。

<継続>

(5) 大阪人権博物館（リバティおおさか）への運営援助について

現在も博物館存続に向けた裁判闘争が行われている。あらゆる差別を重視し、全国唯一の「人権に関する総合博物館」としての存在意義と社会的役割は非常に大きい。今後も存続できるような措置を改めて検討すること。また、生命の尊さや思いやる心を育み、人権を守ろうとする豊かな人間性や社会性を身に着けるため、大阪人権博物館の活用を努めること。

<継続>

(6) 地方税財源の確保に向けて

財政健全化に向けて、各事業の市民への影響を考慮し、単純に廃止または縮小されることがないように改善策を策定すること。加えて、前年度の地方一般財源を確保し、地方分権にふさわしい行財政改革が行われるよう、引き続き国への積極的な提言および要請を行うこと。

<継続>

(7) 「副首首都」に向けた取り組みについて

副首都推進本部では、副首都・大阪や副首都にふさわしい新たな大都市制度について議論されている。大阪市廃止・分割構想は、2年前に「住民投票」という形で否決されたにもかかわらず、今回の法定協再設置は、民意をあまりにも軽んじるものである。市民を二分することなく、大阪の強みを活かし、住民サービスに影響がないよう丁寧かつ真摯に公平公正な協議に努めること。

5. 環境・食料・消費者施策

<継続>

(1) 廃棄物対策と循環型社会形成の取り組みの強化（★）

大阪府域での事業系ごみ排出量は全国と比べても多く、また、リサイクル率も高くないのが現状である。「大阪府循環型社会推進計画」で2020年度を目標とした廃棄物の削減量の達成をめざし、ごみの分別回収の徹底や事業者や市民への啓発活動などにより、ごみ排出量の大幅削減に取り組むこと。また、廃棄物を「資源」として効率的にリサイクルできる環境を構築し、再生利用率を向上させること。廃棄物の再資源化によって生産された製品の購入・活用促進も含め、循環型社会の形成に取り組むこと。

<継続>

(2) 食品ロス削減対策の推進（★）

大阪府庁内で食品ロスの削減に向け、「食品ロス削減ワーキングチーム」が構成されている。同チームの取り組みとも連携した、食品ロス削減の取り組みをおこなうこと。特に、市民や事業者への総合的な啓発活動や、同趣旨の取り組みを行う団体やフードバンク等の民間団体とも積極的に連携し、食品活用・ロス削減に取り組むこと。

<継続>

(3) 消費者政策の推進と消費者保護

増加傾向にある悪徳商法・特殊詐欺の撲滅をめざし、消費者への情報提供・注意喚起の徹底や各種広報を行うとともに、新たな手口に対して迅速に情報発信などの対応をすること。特に高齢者や障がい者を始めとする消費者の被害防止と保護を徹底すること。

また、消費者の自立や倫理的な消費者行動につながる幅広い消費者教育について、また被害の未然防止にもつなげるため、消費者教育推進地域協議会を設置すること。設置に当たっては、労働者代表の声が反映されるよう委員としての参画対応を行うこと。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

<継続>

(1) 空き家対策の強化

倒壊のおそれのある空き家については、火災や自然災害による危険性、また、いわゆる「ゴミ屋敷」化している空き家などは、周辺住民にすでに悪影響を及ぼしている実態がある。大阪市においては、「大阪市空家等対策計画」策定の下、安全かつ快適に生活できるよう迅速な取り組みを実施すること。また、空き家対策の強化として、地域活動協議会やNPO等と連携の上、事業実施を検討している団体などに対して開設に対する支援や助成を積極的に行うこと。

<継続>

(2) 「交通政策基本計画」にもとづく施策の推進

交通政策基本法制定以降、交通政策基本計画が策定され、各自治体でも総合的な交通施策の推進が求められている。

大阪市内においても、いわゆる交通過疎地や交通弱者が移動できる権利を確立するため、「大阪市交通基本計画」を策定し、大阪府や近隣市との連携した具体的な交通施策の実践を求める。また、地域公共交通確保維持改善事業により設置される協議会や改正地域公共交通活性化再生法に基づき設置される協議会には、交通労働者代表、利用者や地域住民の声が反映されるように協議会参画などの対応をはかること。

<継続>

(3) 交通バリアフリーの整備促進と安全対策

公共交通機関（鉄道駅・空港など）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を検討すること。また、転落事故などを防止するための鉄道駅のホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、設置に対する費用助成や

税制減免措置などの財政措置の拡充・延長を行うこと。

<継続>

(4) 自転車レーンの設置促進と交通安全対策について

「大阪府自転車条例」の趣旨に基づき、自転車の交通安全対策は積極的に実施されているが、依然、自転車に関係する事故は年間1万件を超えているのが現状である。自転車事故を減少させるためにも、自転車レーンの整備や自転車の危険運転に対する取り締まりを強化を行うとともに、市民に対する啓発活動を徹底すること。

<継続>

(5) 防災・減災対策の充実・徹底 (★)

各行政区が作成しているハザードマップや防災マニュアルなどを効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備など、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的に啓発の取り組みを実施すること。また、大阪市が作成した「避難行動要支援者」の名簿の管理・更新、発災時を想定した避難行動のシミュレーションなど、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練などを定期的に行い、地域防災力の向上につなげる工夫を行うこと。

<継続>

(6) 集中豪雨など風水害の被害防止対策 (★)

近年、日本各地で豪雨水害、土砂災害などの風水害が多発している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊などへの対策に万全を期すること。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、自主避難の目安について一層の周知・広報を行うこと。

<継続>

(7) 公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

国土交通省の調査では、駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為は依然として高い水準にあるとされている。これらの暴力行為の防止対策として、マスコミ媒体を活用した啓発や自治体広報誌などでの市民に対する積極的な広報・啓発活動を行うこと。さらに、駅構内や車内での巡回・監視などの防犯体制のさらなる強化をはかるとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置など）への費用補助などの支援措置を講じること。

7. 大阪市地域協議会独自要望内容

<継続>

(1) 区行政の充実について

本市は「市政改革プラン」に基づき、区長の権限と責任で、各区・各地域の事情や特性に即した施策や事業を総合的に展開できるよう、区長の決定権の拡大を図られているところであるが、その財源は限られており地域の特色を十分に発揮出来ているとは言い難い。

各区において住民自治が機能する仕組みをつくり、住民に近い所でより多くの行政サービスの提供が決定できるよう、各区にさらなる財源と権限・人員を配置すること。また、都市内分権を図るため、コミュニティ振興・社会教育関係事業等、可能なところから区長への事務委任をさらに進めていくこと。

《継続》

(2) 住吉市民病院廃止に伴う病院再編計画について

住吉市民病院（住之江区）の廃止に伴い小児・周産期医療の確保・充実のため、府立急性期・総合医療センター（住吉区）と誘致する民間病院で役割分担をしながらに担っていくよう体制づくりを構築していくとしている。住吉市民病院の閉院が2018年3月末に迫っているものの、新たな府立共同住吉母子医療センター（仮称）での医師の確保や地域医療の維持等と課題が山積している。そもそも住吉市民病院が積極的に取り組んできた貧困者妊婦や若年出産の「新生児貧困問題」に対し、しっかりと継承できる医療機能体制づくりをすること。また、なおざりとなるような誘致緩和をしないこと。

《継続》

(3) 休日急病診療所の増設と診療時間の拡大について

大阪市内での小児科専門の救急病院が少なく、休日夜間になると大阪中央急病診療所（西区）しか対応しておらず、大勢の患者が集中し、救急で行っても待ち時間が非常に長い。各休日急病診療所の増設、または診療時間拡大をすること。

《継続》

(4) 児童いきいき放課後事業について

「児童いきいき放課後事業」では、一定人数以上の利用希望者があれば、延長して19時までの延長利用を行っている。女性の活躍推進など多様な就労状況を勘案して一定人数以上の利用希望者がなくても、無料で19時まで延長すること。

《継続》

(5) 地域コミュニティの創設について

貧困や介護ニーズを抱える高齢者や障がい者も含め、生活に困難を抱える市民を地域社会において包摂し、支援していくコミュニティの再生が課題となっている。そのためには、とりわけ高齢者の孤独死や子供への虐待など、従来コミュニティが担っていた身近な生活課題の相談に対応し、必要な場合は専門的な機関につないでいくような「小さな拠点」ともいべき施設の整備が有効だと考える。「子ども食堂」などをみても市民の自主的な活動として、取り組まれつつあるが、行政としてのネットワークづくりや公的支援制度が必要であり、NPOとも連携のうえで、身近でかつ施策横断的なコミュニティにおける「小さな拠点」整備を支援する制度の創設すること。

《継続》

(6) 「路上喫煙禁止地区」の拡大について

道路や公園など、多くの人々が通ったり、集まったりする公共の場所での喫煙は、喫煙する人が注意を払っていても、他人の身体や衣服などにたばこの火が当たってしまったり、煙を吸わせたりすることがある。

特に、たばこを持つ手は子どもの顔のあたりに位置するので、子どもに与える被害が問題視されている。加えて、日本においては受動喫煙の関心度が先進国の中でも最も低く、喫煙により生じた副流煙や呼出煙が有害物質を含み、健康に及ぼす影響が大きいと言われている。また、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催され、先進国としてのその取組みが試される中、とりわけ、大阪府・市による万国博覧会の誘致など、インバウンドを進める観光立国としての役割が極めて重要である。少なくとも、各行政区において憩いの場として開放している公園などに「モデル喫煙禁止地区」に指定することや、新たに「喫煙スペースエリア」を設置し喫煙者のモラル向上へと、行政が担う役割を発揮すること。

《継続》

(7)すべての子どもたちに教育を保障すること

昨年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（「多様な教育機会確保法」）が成立し、国においても、義務教育未修了者や外国人等で日本語の学習を希望する方々、義務教育を十分保障されていない不登校児童・生徒等、教育の機会が均等に確保できるよう取り組みがすすめられることになった。不登校児童・生徒等への支援とともに、夜間中学の充実と帰国・来日児童生徒への十分な対応など、学習したい人たちへの学べる場所と学びやすい条件を保障すること。

また、障害者基本法においては、「国及び地方公共団体は、障がい者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障がい者である児童及び生徒が障がい者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。」とされている。障がいの有無に関係なく、地域の学校に進学し、安心して学ぶことのできる条件整備をすすめること。

《継続》

(8)教育費・医療費の完全無償化について

保護者の経済力が、学力に大きく影響するという事は、これまでの様々な調査で明らかになっている。就学援助制度もあるが、認定基準が厳格化されてきており、経済的に困窮し、学校徴収金、積立金等の納入が困難な家庭も増加している。また、医療費については、現行、1医療機関での受診に、1回500円、限度額は月1,000円で、それを超える負担額については無償となっている。しかし、学校での検診後、治療勧告書を保護者に交付しても、経済的な事情で子どもを医療機関で治療させることができない保護者が存在している。このことから、教育に関わるすべての費用と医療費を全額無償にすること。

《新規》

(9)難波宮周辺整備について

現在、大阪府中央区の難波宮の東隣にある法円坂住宅が取り壊された跡地が空き地となっている。難波宮と隣接しており、この空き地にも、難波宮遺跡が存在する。この空き地等と難波宮を史跡公園として一体で整備し、市民・観光客の憩いの場とすること。

《新規》

(10) 賞味期限が迫る災害時備蓄品等の取り扱いについて

全国の自治体の災害備蓄食料の管理に関して、消費期限を迎える備蓄食料の引き取り手が見つからず、昨年までの5年間に全国で176万食以上が廃棄処分している。

大阪市においては、消費期限が近付いてきた非常用食料や飲料等については、各行政区で定期的に行っている災害訓練や地域のイベント等で活用・配布するなど廃棄処分削減に向けた工夫、努力はしているものの、全市統一のルールや取り扱いは無く、多少のロスが生じているのが実態である。

一方で、この間、貧困対策等の課題解決に向けたとりくみの一環として、消費期限が近付いてきた非常用食料等を児童施設等に支援するなどの活動も全国的に広がっている。その中で、連合大阪大阪市地域協議会においても、認定NPO法人「ふーどばんく OSAKA」の活動支援をすすめているところだ。

大阪市においても、備蓄食料等の取り扱いについて、無駄なロスが生じることのないよう、これまで以上の保管・管理の徹底をすること。

以 上

雇用・労働施策・WLB・経済・産業施策・中小企業施策

*大阪雇用対策会議

大阪府、大阪労働局、近畿経済産業局、大阪市、堺市、関西経済連合会、大阪商工会議所、連合大阪の8者で構成し、大阪府域における雇用創出・確保と雇用失業情勢の改善を目的に、オール大阪で雇用対策に取り組む枠組み。(国の緊急雇用対策に盛り込まれた「地域雇用戦略会議」に位置付けている)

*あるべき大阪労働モデル

大阪で安心して働くことのできる旗印として、就業率・休暇取得率・生産性・男性の育児休業・最低賃金・組合組織率などの数値目標を定めたもの。(例：2007年の「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」憲章)の数値目標等を参考に定める)

*OSAKAしごとフィールド(エル・おおさか内)

「ひと」と「企業」をつなぐ新しいタイプの就職支援施設。大阪府内で就職活動を行う若者、中高年、障がい者、女性(働きたいママ)に就職支援を行うために大阪府が設置した施設で中小企業の人材確保・育成支援等も行う。

*地方創生交付金事業

平成28年度からの地方版総合戦略の本格的な推進に向け、地方創生の深化のための地方創生推進交付金を創設。地方版総合戦略に基づく、自治体の自主的・主体的で先導的な事業。期待される効果として、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化の実現に寄与する。

*U I Jターン

3つの人口還流現象の総称。Uターン現象：地方から都市へ移住したあと、再び地方へ移住すること。Jターン現象：地方から大規模な都市へ移住したあと、地方近くの中規模な都市へ移住すること。Iターン現象：地方から都市へ、または都市から地方へ移住すること。

*カイゼンスクール

中小企業など向けに生産性向上を指導する専門人材を育成するために、2015年から経済産業省が「ものづくりカイゼン国民運動」としてバックアップしたことで全国に10カ所以上の地域スクールが開校。

*ものづくりマイスター

ものづくりに関して優れた技能、経験を有する方を「ものづくりマイスター」として認定・登録し、これら「ものづくりマイスター」が技能競技大会の競技課題などを活用し、中小企業や学校などで若年技能者への実践的な実技指導を行い、効果的な技能の継承や後継者の育成を行うもの。

*地域就労支援事業

各市町村が地域にある様々な支援機関と連携し、働く意欲がありながら雇用や就労を実現できない方々(中途退学者や卒業後も未就職にある若年者、障がい者、母子家庭の母親、中高年齢者等)を支援する事業。

***地域労働ネットワーク**

行政・労働者団体・使用者団体等の機関・団体が連携して、地域の労働に係わる課題や問題を解決していくために、大阪府総合労働事務が事務局となり府内7ブロックに「地域労働ネットワーク推進会議」を設置し、合同企業面接会や説明会、労働問題や勤労者健康管理、ワーク・ライフ・バランスの啓発セミナー等、幅広い労働関連事業を実施している。

***生活困窮者自立支援法**

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずるための根拠法。

***ホームレス自立支援特別措置法（時限法）**

国と地方自治体の責務として自立の意思のあるホームレスの自立の支援、ホームレスとなるおそれのある者が多数存在する地域への支援、その他ホームレスに関する問題の解決に取り組む（議員立法）

***雇用労働相談センター（関西圏国家戦略特区）**

国家戦略特別区域法に基づき設置。雇用条件の明確化を図ることで、個別労働関係紛争の未然防止や予見可能性を向上させることを目的として、大阪に進出を考えているグローバル企業や創業を考えているベンチャー企業等に対し窓口相談や個別訪問相談、弁護士相談等を実施する機関で、平成27年1月7日にグランフロント大阪内にオープンした施設。

***OSAKA女性活躍推進会議**

国は女性活躍推進法や女性活躍加速のための重点方針2015の策定など、国を挙げて女性活躍の動きをさらに進めている。この機会をとらえ、女性が持てる能力を十分に発揮し、あらゆる分野で活躍できる社会の実現に向けて、オール大阪で女性の活躍推進の機運を盛り上げるために、平成27年7月に「OSAKA女性活躍推進会議」を新たに設置。

（構成団体：大阪商工会議所・大阪府・大阪労働局・関西経済連合会・近畿経済産業局・連合大阪・南大阪地域大学コンソーシアム）

***次世代育成支援対策推進法**

急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進する。

***特区（国家戦略特区の略）**

第二次安倍政権が進める新しい経済特別区域構想のことで、地域を限定した大胆な規制緩和や税制面の優遇で民間投資を引き出し、“世界で一番ビジネスがしやすい環境”を創出するのが狙い。産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、国家戦略特区を突破口に、あらゆる岩盤規制を打ち抜くことをめざす

***大阪府第三者管理協議会**

特定機関として外国人家事支援人材を受け入れようとする者が同項に基づく政令で定める基準に適合していることの確認に関することや特定機関からの報告の受理及び聴取に関することなどを確認する機関。

***関西イノベーション国際戦略総合特区**

先駆的取組を行う実現可能性の高い区域に国と地域の政策資源を集中する取り組み。総合特別区域法に基づく国際戦略総合特区の指定申請を関西3府県（京都府・大阪府・兵庫県）・3政令市（京都市・大阪市・神戸市）共同で行い、2012年12月に国から指定を受けた特区。特に医療、エネルギー分野において、実用化、市場づくりをめざしたイノベーションを次々に生み出す仕組みをつくり、大阪・関西経済の再生をめざす。

***MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪の略）**

大阪府がクリエイション・コア東大阪に開設した、府内全域の中小ものづくり企業のための「ものづくりの総合支援拠点」

***TPP（環太平洋戦略的経済連携協定の略）**

環太平洋地域の国々による経済の自由化を目的とした多角的な経済連携協定（EPA）で米国の参加表明によって2010年3月から拡大交渉会合が始まり、レベルの高い自由化を目指す包括的な協定になるとされている。参加国は、オーストラリア・ブルネイ・カナダ・チリ・日本・マレーシア・メキシコ・ニュージーランド・ペルー・シンガポール・アメリカ・ベトナムの12カ国。

***完全累積制度**

TPP協定においては、複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度を採用。生産工程が複数国にまたがってもTPP参加12カ国内で生産された物品は「メイド・イン・TPP」と見なされ、関税優遇を受けられる。例えば、マレーシアで現地および各国から調達した部品で完成品を組み立てて、米国に輸出する場合。原産地規則が50%で、マレーシア製の部品が付加価値全体の25%にとどまっている完成品でも、日本やベトナムなどTPP参加国製の部品を加えて全体の50%以上に達していれば、TPP域内産として無税で輸出できる。

***総合評価入札制度**

「価格」のほかに「価格以外の要素（技術力）」を評価の対象に加えて、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から見て最も優れた案を提示したものを落札者として決定する方式。大阪府の本庁舎をはじめ府有施設における清掃等業務発注において、評価項目に障がい者や母子家庭の母の雇用などの視点を盛り込んだ総合評価入札制度を2003年度に全国初の取り組みとして導入した。

***公契約条例**

地方自治体の条例の一つで、国や地方自治体の事業を受託した業者に雇用される労働者に対し、地方自治体が指定した賃金の支払いを確保させることを規定している。指定される賃金は、国の最低賃金法に基づいて規定される最低賃金よりも高く設定されており、ワーキングプアに配慮した内容になっている。2009年9月に千葉県野田市で初めて制定され、2010年2月に施行された。2010年12月に政令指定

都市としては神奈川県川崎市で初めて制定された。2014年7月に都道府県としては奈良県で初めて制定された。

* 下請かけこみ寺

下請取引の適正化を推進することを目的とし、国（中小企業庁）が全国48カ所に設置した無料相談窓口のこと。相談対応のほか、弁護士による紛争解決、講習会事業も行う。

* 下請二法

下請代金支払遅延等防止法、下請中小企業振興法の二法のこと。

下請代金支払遅延等防止法とは、下請代金の支払遅延等を防止することで、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護し、もって国民経済の健全な発達に寄与することを目的としている。

また下請中小企業振興法とは、下請中小企業の経営基盤の強化を効率的に促進するための措置を講じ、下請関係を改善して、下請関係にある中小企業者が自主的にその事業を運営し、かつ、その能力を最も有効に発揮することができるよう下請中小企業の振興を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

* 下請ガイドライン

下請事業者の皆様方と親事業者との間で、適正な下請取引が行われるよう、国が策定したガイドラインのこと。

* B C P : Business Continuity Plan (事業継続計画)

企業が事業継続に取り組むうえで基本となる計画のこと。災害や事故などの予期せぬ出来事の発生により、限られた経営資源で最低限の事業活動を継続、ないし目標復旧時間以内に再開できるようにするために、事前に策定される行動計画。

福祉・医療・子育て支援、教育・人権・行財政改革施策

* 地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み。

* 地域医療構想

地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するため、地域の医療需要の将来推計等を活用して、二次医療圏ごとの各医療機能の将来の必要量や、めざすべき医療提供体制を実現するための施策等をまとめた構想。

< 二次医療圏 >

圏域名	区 域
豊 能	池田市、箕面市、豊中市、吹田市、豊能町、能勢町
三 島	摂津市、茨木市、高槻市、島本町
北河内	枚方市、寝屋川市、守口市、門真市、大東市、四條畷市、交野市

中河内	東大阪市、八尾市、柏原市
南河内	松原市、羽曳野市、藤井寺市、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、河南町、太子町、千早赤阪村
堺市	堺市
泉州	和泉市、泉大津市、高石市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町
大阪市	大阪市

* 地域医療構想調整会議

都道府県が、構想区域その他当該都道府県の知事が適当と認める区域ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者との間に設ける「協議の場」の名称。医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策等について協議する。

* 健康寿命延伸プロジェクト事業

健康上の問題がなく日常生活を普通に遅れる状態を指す。健康寿命と平均寿命の差は、介護など人の手助けが必要となる可能性が高い期間の差となる。

* 医療勤務環境改善支援センター

医療従事者の確保を図るため、労務管理面やワーク・ライフ・バランスなどの幅広い観点を視野に入れた勤務環境改善に向けた医療機関の取り組みを支援する中核的な拠点機関。医療機関からの相談対応、情報提供、助言等、必要な支援を行う。

* (一社)大阪府私立病院協会

大阪府内の私立病院を会員とし、地域の皆様の医療及び福祉の充実、向上を目指す。私立病院 435 病院のうち 318 病院が会員。理事には、日本医師会、大阪府医師会、日本病院会、全日本病院協会、日本医療法人協会、日本慢性期医療協会などが参画。

* 不育症

妊娠はするものの、2 回以上の流産、死産、あるいは早期新生児死亡の既往がある場合を不育症という。また、1 人目を正常に分娩しても、2 人目、3 人目が続けて流産や死産になった際、続発性不育症として検査をし、治療を行う場合がある。

* 身元不明迷い人台帳

大阪府内をはじめ全国の自治体で身元不明のまま保護されている方について、自治体からの届け出に基づき警察において整備され、行方不明者を探している家族等が当該台帳を閲覧することにより、迷い人の身元判明に資するもの。

* 子どもの生活に関する実態調査

子どもの貧困対策の効果的な支援のあり方を検証するため、大阪市をはじめ府内 13 市町と連携し、小学 5 年生及び中学 2 年生のいる約 8 万 6,000 世帯に実施。そのうち、大阪府は連携して調査を行う 13 市町以外にお住まいの世帯から 8,000 世帯を選び調査票を送付。実施市町により調査時期が異なるが、6 月下旬から 9 月末まで実施される。

* 子ども食堂

民間発の取り組みで、貧困家庭や孤食の子どもに食事を提供し、安心して過ごせる場所として始まった。最近では、対象を限定しない食堂が増えている。食堂という形を取らず、自宅以外で過ごす居場所で食事を出しているところもある。

* 地方創生枠奨学金

政府の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2014年12月27日閣議決定）には、「奨学金を活用した大学生等の地元定着や、地方公共団体と大学等との連携による雇用創出・若者定着に向けた取組等を推進する」ことが盛り込まれた。これを受けて都道府県では、地方経済の牽引役となる産業を決め、無利子奨学金の地方創生枠への推薦を行うとともに、地元企業に就業した学生の奨学金の返還を支援するための基金を造成している。

（2016年度は、富山県、山口県、鳥取県、香川県、徳島県において地方創生枠を活用した奨学金の返還支援制度を導入。）

* きまえ研修（“基本を出前研修”の略）

労働者が安心して働くことができるよう、使用者が適切に職場をマネジメントすることができるよう、大阪府総合労働事務所が、労働組合や中小企業、高等学校などが実施する労働法や労働問題に関する研修に、無料で講師（労働相談担当職員）を派遣している。

* 副首都推進本部

本部長に大阪府知事、副本部長に大阪市長が就任し、「副首都」の必要性や意義、「副首都」にふさわしい都市機能や行政機能のあり方などについて、幅広く意見を聞きながら検討を深め、中長期的なビジョンや取組方向を明らかにする。

環境・食料・消費者施策、社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

* 大阪府循環型社会推進計画

府民、事業者、行政が連携・協働し、めざすべき循環型社会を構築するために、大阪府が「大阪府循環型社会形成推進条例」に基づく基本方針として2016（平成28）年6月に策定した計画。3R（Reduce〔リデュース〕・Reuse〔リユース〕・Recycle〔リサイクル〕）の進捗状況を総合的に表す目標や、府民・事業者・市町村といった各主体が取り組みの成果を実感できる大阪府独自の指標を新たに設定している。また、廃棄物処理法に規定された、非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する事項も含まれている。

* フードバンク

食品関連企業から品質に問題のない食料品を無償で譲り受け、「生活弱者」を支援する施設や団体に無償提供する。

* 6次産業

農業や水産業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態を表す造語で、経営の多角化を指す。第一次産業の1と第二次産業の2、第三次産業の3を足し算すると「6」になること、各産業の単なる寄せ集め（足し算）ではなく、有機的・総合的結合を図る掛け算（ $1 \times 2 \times 3 = 6$ ）であるとも言われている。

* 大阪産（もん）6次産業化サポートセンター

大阪府が2015年4月28日に「地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所」内に開設した、6次産業化に取り組む農林漁業者等の総合的な支援を行うサポートセンター。6次産業化に関する相談

を受け、必要に応じて中小企業診断士やデザイナーなどの専門家を派遣したり、研修会や異業種事業者等との交流会の開催、関係者のネットワーク構築などを行う。

***森林環境税**

大阪府での森林保全対策を緊急かつ集中的に実施するため、大阪府が 2016 年度から導入した税。個人府民税を納める人が年額 300 円納めるもので、2019 年度まで 4 年間徴収される。納められた森林環境税は、流木・倒木対策や持続的な森作りの推進、地域の森づくりをけん引する森林経営リーダーや府内産材コーディネーターの人材育成、子育て施設の内装木質化の促進などに活用される予定。

***大阪府木材利用基本方針**

国の「森林・林業再生プラン」(2009 年 12 月 25 日公表)で、2020 年までに木材自給率を 50%以上にするという目標が掲げられ、これを受け「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行され、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」が示された。大阪府では、2003 年 3 月に「大阪府木材利用推進指針」を策定していたが、上記法律などの施行に合わせて、「大阪府木材利用基本方針」を新たに定めた。本方針では、木材利用を通じた循環型社会の実現に資することを目的とし、木材利用の推進のための基本的な事項を定めている。

***特定空き家**

2015 年 5 月に全面施行された「空き家対策特別措置法」により、市町村から指導・勧告・命令を受けることになる空き家のことを言う。特定空き家の定義は、①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、②そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態、③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態、のいずれかに該当するものとなっている。

***シビル・ミニマム（生活基盤最低保障基準）**

地方自治体が住民のために備えなければならない、最低限の生活環境基準。

***交通政策基本法**

交通に対する基本的なニーズの充足、交通の機能の確保および向上、交通による環境への負荷の低減、交通の適切な役割分担および有機的かつ効率的な連携、連携による施策の推進、交通の安全の確保など、交通に関する基本理念を定めた法律。2013 年 12 月 4 日施行。

***大阪府自転車条例**

自転車の安全で適正な利用を大阪府、府民、関係者が一丸となって促進するために制定された条例。施行日は 2016 年 4 月 1 日（保険に関する項目の規定は 2016 年 7 月 1 日施行）。「自転車保険の加入義務化」や「交通安全教育の充実」、「自転車の安全利用」、「交通ルール・マナーの向上」などが定められている。

***大阪府都市基盤施設長寿命化計画**

都市基盤施設の老朽化に効率的・効果的に対応するために 2015 年 3 月に策定されたもの。道路、河川、港湾、公園、下水道などの「効率的・効果的な維持管理の推進」や「持続可能な維持管理の仕組みの構築」に向け、今後 10 年を見通した「基本方針」と分野・施設ごとの対応方針を定めた「行動計画」で構成されている。

*** ICT (Information and Communication Technology)**

情報・通信に関わる技術の総称。ITとほぼ同義だが、ICTはより情報通信技術のコミュニケーション性を強調しており、ネットワーク通信による情報・知識の共有を念頭に置いた表現。

*** 避難行動要支援者**

2013年6月に災害対策基本法が改正されてから使用されるようになった言葉。高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」と言い、そのうち、災害発災時、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するものを「避難行動要支援者」と言う。